

諮問番号：令和3年度諮問第20号

答申番号：令和3年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年3月2日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求書、反論書及び審理員に提出された回答書を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、最初に〇〇〇〇役所で離婚、DV（ドメスティックバイオレンス）の相談を何度か行い、1日でも早く離れられるよう住む場所を探し持ち出せる荷物を少しずつ1か月程かけて運び出した。

令和元年12月20日、審査請求人は家を出た。また、同日、審査請求人は、〇〇〇〇長に対して「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出（以下「支援措置の申出」という。）し、令和2年1月7日付けで、処分庁から、令和元年12月20日から支援措置を行う旨の決定が通知されている。

(2) 審査請求人は、処分庁の窓口において、法に基づく児童扶養手当（以下「手当」という。）の申請をするためには、健康保険等資格取得喪失証明書（以下「本件証明書」という。）が必要と聞き、審査請求人の元夫（以下「元夫」という。）に本件証明書の交付を依頼した。

令和元年12月27日の夜、元夫から本件証明書ができたという連絡が審査請求人の子供の携帯にあった。直接会って受取ができないため、ポストに入れておいてもらい、翌日に取りに行った。支援措置の申出を行っているため、やり取りなどにも時間がかかってしまった。

(3) 審査請求人は、処分庁には最初から通常の申請ではない事（DV）は伝えており、処分庁は支援措置の申出の内容も把握していたはずである。すぐに保険を抜いてもらえるかどうか、手続ややり取りに時間がかかる事も把握していたはずであり、口頭でも伝えている。

- (4) 令和元年12月30日(月)及び31日(火)は平日であったので、1月から11月までの月末が月曜日と火曜日なら手続ができていたにもかかわらず、たまたま年末であったことから年内に手続ができなかった。
- (5) 以上より、審査請求人は、元夫から生活費や養育費等ももらえておらず、審査請求人自身が3か月に一度通院する必要があるため、病院代も安くはないため、全てをふまえて考慮し、令和2年2月からではなく1月からの手当の支給を求めて、本審査請求を行った。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

審査請求人は、令和2年1月7日に処分庁に「児童扶養手当認定請求書(転入届)」(以下「本件認定請求書」という。)を提出(以下「本件申請」という。)し、翌月の2月分から支給開始と認定されたが、審査請求人は、支援措置の申出をとっているために、本件証明書の入手に時間がかかり、通常月なら12月内に本件申請が可能であったところ年末閉庁と重なり、提出が令和2年1月7日になったため、支給開始が同年2月分からとなったことに対して、同年1月分からの支給を求めて本審査請求をした。また、審査請求人は、反論書で「最初から通常の申請ではない事(DV)は伝えています。支援措置の内容も把握しているはずです。すぐに保険を抜いてもらえるかどうか、手続きややり取りに時間がかかる事も把握されているはずです。口頭でも伝えています。」と主張している。

これに対して、処分庁は、健康保険証の提出を求めているが、特段の理由により申請時に準備することができない書類については、後日提出可能であるといった案内を行っており、児童扶養手当の相談時においては、「児童扶養手当申請手続きについて」(以下「リーフレット」という。)を用いて案内し、リーフレットの原本を申請者に交付して、処分庁にはそのコピーを残しておいて認定請求書類を受理したときに、残しているコピーを提出された請求書に添付することになっている。しかし、本件認定請求書にはコピーが添付されていないため、処分庁の窓口で申請手続についての案内を受けていないと判断できると弁明していることから、審査請求人は、処分庁の窓口で申請手続に

ついでのご案内を受けていないと推測する。

審査請求人は、種々主張するが、本件申請の前に処分庁の窓口で認定請求について相談したことについての、具体的な主張又は証拠書類の提出はない。

そうすると、審査請求人が本件証明書を入手するにあたって、支援措置の申出を行っているためにやり取りに時間がかかってしまったという事由については、処分庁は知る由はないと考えられ、処分庁のご案内が不適切だったという事実は確認できない。

また、法第7条第2項にいう「災害その他やむを得ない理由」の具体的解釈は、地震や台風等の気象上の災害及び審査請求人の病気や入院等をいうものであり、審査請求人が主張する本件証明書の入手に時間を要したこと及び年末で処分庁が開庁しておらず手続ができなかったことは「災害その他やむを得ない理由」には当たらず、その他に審査請求人にそのような事実の主張はない。

よって、処分庁のご案内が不適切だったという事実が認められないこと、また法第7条の、手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとの規定に基づいた処分庁の本件処分は、法令等に基づいてなされた処分であり、違法又は不当な点は見当たらない。

また、手続においても不公正な点や不備は認められなかった。

第4 調査審議の経過

令和3年10月 5日	諮問書の受領
令和3年10月 6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月20日 口頭意見陳述申立期限：10月20日
令和3年10月29日	第1回審議
令和3年12月 3日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、「(前略)市長(中略)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」

という。)を支給する。」と定め、第1号で、「次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母」と、同号イで、「父母が婚姻を解消した児童」と定めている。

- (3) 法第6条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。」と定めている。
- (4) 法第7条は、第1項で「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（中略）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、第2項で「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」と定めている。
- (5) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条は、「児童扶養手当（中略）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する（中略）市長（中略）に提出することによって行わなければならない。」と定めている。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第1項は、「地方公共団体の休日は、条例で定める。」と定め、第2項は、「前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。」と定め、次に掲げる日として第3号で、「年末又は年始における日で条例で定めるもの」と定めている。

また、〇〇〇の休日を定める条例（平成2年〇〇〇条例第12号）第2条は、「次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。」と定め、次に掲げる日として第4号で、「12月29日から翌年の1月3日までの日（後略）」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和元年12月26日付けの元夫を被保険者とする本件証明書には、被扶養者の欄に審査請求人及びその子2名の氏名が記載され、被扶養者として認定を抹消された日として、同月25日と記載されている。
- (2) 令和2年1月7日、審査請求人は、処分庁に対して、本件認定請求書を提

出し、本件申請を行った。

(3) 令和2年3月2日付けで、処分庁は、支給開始年月を同年2月からとする本件処分を行った。

(4) 令和2年3月26日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 手当の申請に係る支給開始について

ア 前記1(3)、(4)のとおり、法第6条第1項は「手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。」と、法第7条第1項は「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始める」と定めている。このように、手当は、原則として受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から、支給が開始されるものである。これは、手当が時々の状態に着目して支給されるという制度的な面と、支給要件に該当した者であっても認定の請求をしないものは、手当の受給の必要性がそれほどないと考えられる事情からである。

イ 本件申請においては、令和2年1月7日に本件認定請求書が提出されているから、通常は同年2月分から、手当の支給が開始されることになる。

このことについて、審査請求人は、支援措置の申出を行っていたため、本件証明書の手入に時間を要し、処分庁の年末閉庁の期間と重なったことから、令和元年12月中に本件申請をすることができなかつた旨主張する。

しかしながら、支給の始期の唯一の例外として、前記1(4)のとおり、法第7条第2項に定められている「災害その他やむを得ない理由」は、「震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などのほか、急病、出産、交通事故などによって認定の請求ができない場合をいう。」(坂本龍彦著『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版 昭和62年8月10日発行 80頁参照)と解されていることから、本件証明書の手入に時間を要したこと及び年末で処分庁の執務が行われておらず、年内に手続ができなかつたことは、「災害その他やむを得ない理由」には該当しない。

(2) 処分庁における事前相談の有無について

ア 審査請求人は、処分庁の窓口において、手当の申請をするためには本件証明書が必要と聞いた旨主張するので、以下、審査請求人が、処分庁において、かかる説明を事前に受けていたのかについて、検討する。

この点について、処分庁は、①手当の相談に係る通常の窓口業務において、リーフレットを用いて案内を行っており、その場合は、相談者にリーフレットの原本を渡し、処分庁においてそのコピーを保管し、本件認定請

求書が提出された際、請求者が持参したリーフレットの原本又は処分庁が保管しているリーフレットのコピーによって、事前相談の有無を確認していること、②本件申請に係る添付書類には、リーフレットのコピーがなかったこと、を理由に挙げ、審査請求人は、処分庁において必要書類の案内を受けていない旨主張する。

これに対して、審査請求人は、〇〇〇役所の〇〇〇〇〇室で、本件申請には本件証明書の添付が必要であるとの説明を受けた旨主張するが、リーフレットの交付を受けた旨の主張やそのことを証する書面の提出はなされていない。

イ そうすると、本件申請に係る本件認定請求書には、処分庁の窓口で用いられているリーフレットのコピーの添付はないことから、審査請求人は処分庁の窓口で案内を受けていないと言え、その他審査請求人が本件申請に先立って、処分庁に事前相談に行ったことを認めるに足る証拠はないと言わざるを得ない。

とすれば、審査請求人は、処分庁においては手当の申請に係る事前相談を行っていなかったと解さざるを得ないから、処分庁は、審査請求人が支援措置の申出を行っているために本件証明書の入手に時間を要していることについて、そもそも認識し得なかったと言える。

(3) 結論

以上のことから、本件申請に係る手当の支給については、手当の具体的な受給権はその支給認定の請求によってはじめて発生し、認定請求をした日の属する月の翌月から支給が開始されるものであると言える。

したがって、本件処分は取り消すべき違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇